

取締役 総務部長	次長	総務課	課長	課長補佐	係長	主任	主管課	課長	課長補佐	係長	主幹・所長	主査	主任	係
-------------	----	-----	----	------	----	----	-----	----	------	----	-------	----	----	---

産業廃棄物処理委託契約申込書

年 月 日

(あて先) ㈱旭川振興公社 〒 -

住 所 _____

(フリガナ) _____

氏名又は名称 _____

代 表 者 _____ (印)

TEL _____ FAX _____

(工事名等) _____

(担当者名) _____

次のとおり、産業廃棄物の処理をいたく、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の規定により、委託契約を申し込みます。

廃棄物の種類	処分単価(10kg毎)	予定数量(kg)	予定金額	備考
汚泥	含水率30%未満	230 円		※廃棄物の種類はその材質ごとに記載願います。
	含水率50%未満	280 円		
	含水率50%~85%	340 円		
紙くず		290 円		※処分単価には消費税を含みます。
繊維くず		290 円		
畳		290 円		
廃石膏ボード		450 円		
窯業系サイディング		400 円		
石綿含有産業廃棄物		380 円		
燃え殻		280 円		
ばいじん		290 円		
鉱さい	石綿含有産業廃棄物等の無害化処理又は熔融処理物	290 円		
廃油(タールピッチ類に限る)		310 円		
火災ごみ		590 円		
廃電機製品類		2,670 円		
廃家具類		2,670 円		
選別不能物	(A) ビニールクロス(ビニールと紙の複合物)	440 円		
	(B) 金属サイディング プリント配線盤等 50cm未満の廃プラスチック類 がれき、金属(埋立)、 硬質ガラス、 ガラス・陶磁器くず等	590 円		
	(C) 石膏ボード混入物 50cm以上の廃プラスチック類 がれき、金属(埋立)、 硬質ガラス、 ガラス・陶磁器くず等	890 円		
	(D) 発泡スチロール混入物、廃タイヤ	2,670 円		
金属くず(リサイクル)		60 円		
木くず(リサイクル)		100 円		
動植物性残さ(発酵処理)		260 円		
特別管理産業廃棄物 廃石綿等(アスベスト)		2,300 円		
選別手数料		50 円		
前処理手数料		50 円		
合 計			円	

北海道循環資源利用促進税：平成20年4月1日から最終処分(埋立処分)する廃棄物の重量に応じて10kg当たり10円が課税されます。

契 約 期 間	年 月 日 ~ 年 月 日	<input type="checkbox"/> 更新 <input type="checkbox"/> 限定
搬入事業者	氏 名	支 払 条 件
	住 所	<input type="checkbox"/> 保証金 円
	許可都道府県・政令市	北海道・旭川市 北海道・旭川市
	許可の有効期限	年 月 日 年 月 日
	事業の範囲 (該当する事項に○を付けて下さい。)	燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石綿。 燃え殻、汚泥、廃油、廃プラ、紙くず、木くず、繊維くず、金属くず、ガラスくず、コンクリートくず及び陶磁器くず、鉱さい、がれき類、ばいじん、産業廃棄物を処分するために処理したものの動植物性残さ、廃石綿。
許可の条件	なし・() なし・()	
許可番号	第 号 第 号	<input type="checkbox"/> 後納(官公庁限定) そ の 他

振興公社処理欄	上記のとおり、契約締結してよろしいか。	契約番号	本書持参者
	契 約 年 月 日	年 月 日	
	契 約 書	<input type="checkbox"/> 申込時預かり <input type="checkbox"/> 決済後連絡作成 <input type="checkbox"/> 印紙済 <input type="checkbox"/> 印紙未 <input type="checkbox"/> 契約書郵送希望 <input type="checkbox"/> 契約書手渡し() <input type="checkbox"/> 契約書送付() <input type="checkbox"/> 契約書は、後日(本社・センター)へ(郵送・持参)	受付

記事